（銃器弾丸類取扱規則の一部改正）

第三条　銃器弾丸類取扱規則（昭和三十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前

別記様式

銃器弾丸類送付書

令和　年　月　日

警察本部長名

科学警察研究所長　殿

犯罪の年月日						
犯罪の場所						
事件名						
被害者 住所 氏名			年齢	性別 国籍		
被疑者 住所 氏名			年齢	性別 国籍		
事件の概要						
送付物件						
品名	弾丸					
	薬きよう					
	その他					
発見場所						
特異事項						
鑑定事項						
備考						
注意	第二条により試射弾丸、薬きよう類を送付するときは、その銃器の名称、型式、番号等を「記事」の欄に記載すること。第三条により銃器を送付するときは、その名称、型式、番号等を「その他」の欄に記入すること。鑑定を嘱託するときは、「備考」にその旨を記入するとともに、鑑定事項を記載すること。					

様式第４号

所属官職

氏名

上記の者は（規律違反の事実を記載）○○○○○○○○

上記に対し地方警務官の懲戒の取扱に関する規程第12条の規定により訓戒する。

令和　年　月　日

国家公安委員会　印

別記様式

銃器弾丸類送付書

平成　年　月　日

警察本部長名

科学警察研究所長　殿

犯罪の年月日						
犯罪の場所						
事件名						
被害者 住所 氏名			年齢	性別 国籍		
被疑者 住所 氏名			年齢	性別 国籍		
事件の概要						
送付物件						
品名	弾丸					
	薬きよう					
	その他					
発見場所						
特異事項						
鑑定事項						
備考						
注意	第二条により試射弾丸、薬きよう類を送付するときは、その銃器の名称、型式、番号等を「記事」の欄に記載すること。第三条により銃器を送付するときは、その名称、型式、番号等を「その他」の欄に記入すること。鑑定を嘱託するときは、「備考」にその旨を記入するとともに、鑑定事項を記載すること。					

様式第４号

所属官職

氏名

上記の者は（規律違反の事実を記載）○○○○○○○○

上記に対し地方警務官の懲戒の取扱に関する規程第12条の規定により訓戒する。

昭和　年　月　日

国家公安委員会　印